

「保育・学童保育施策の拡充と、さらなる保育士配置基準の改善を求める請願」

しもおく奈歩議員

「保育・学童保育施策の拡充と、さらなる保育士配置基準の改善を求める請願」に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

子どもたちにもう一人保育士をと、粘り強い運動が続けられています。請願趣旨にもありますように、2024年に3、4、5歳児の保育士配置基準が改善されました。しかし、「当面の間は従前の基準で運営することも妨げない」と、期間の定めのない経過措置となっており、すべての施設がその対象となっていない、1歳児の基準改正（5対1）は先延ばし、など不十分な点を残しています。さらなる改善が必要です。子どもの権利や発達に関わることについて、格差を広げるべきではありません。

保育士配置基準を改善し、質の高い適切な保育の環境を作ることは、子どもの権利を守るための大前提であり、子どもの尊厳のために不可欠です。また、保育士が専門性を活かして一人一人と向き合い、大切にする保育の実践にも、もう一人保育士が必要です。さらに、調理員や看護師の配置基準改善も現場からの強い要望です。

学童保育について、「あいのちの学童保育情報ハンドブック」で学童保育指導員不足により、「場所はあっても学童保育が増やせない」「学童保育指導員がいつかず保育が落ち着かない」「資格者がいないため、閉所せざるを得ない」等の深刻な現状があることについて述べられています。

そのハンドブックの実態調査によると、学童保育指導員は安定的に働く「期間に定めのない雇用」の割合は低く、2024年度では「公営」有期雇用2893人、期間の定めのない雇用75人。「民営」有期雇用2364人、期間の定めのない雇用514人となっています。また、勤務時間も週20時間未満で働く人数が週20時間以上で働く人数の約2倍となっています。給与も「時給日給」者が「月給」者の約5倍。学童保育指導員の雇用の不安定さが示されています。安心して働き続けられるように、指導員の仕事で生活していくように改善へ力を尽くすことが必要です。

子どもの最善の利益を考慮し、学童保育の人員配置の改善も必要です。学童保育指導員にとっても、子どもや保護者にとっても、安心して過ごせる居場所にすることが重要な課題だと思います。

請願の各項目について、保護者、保育士の声を受け止めて子どもの権利保障へと保育・学童保育の施策拡充へ力を尽くしていただくことを求め、賛成の意見とします。